

地域密着型通所介護、介護予防型デイサービス

重要事項説明書

<令和6年6月1日現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社Pro・vision（プロ・ヴィジョン） 営利法人
代表者名	代表取締役 新谷 明子
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区三条新町西入る釜座町22 (電話) 075-212-1266 (FAX) 075-212-1499

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ポシブル 烏丸御池
所在地・連絡先	(住所) 京都市中京区小川通御池上る下古城町399 With 京 Seasons 1階 (電話) 075-255-7511 (FAX) 075-255-7512
事業所番号	2690300146
管理者の氏名	長谷川 裕磨
利用定員	月曜～金曜 午前/午後 各18名 土曜 午前/午後 各10名

(2) 事業所の目的および運営の方針

事業の目的	要介護・要支援状態（総合事業にあつては事業対象）にある利用者に対して、適正な地域密着型通所介護・介護予防型デイサービスのサービスを提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思および人格を尊重して、常に要介護・要支援者（事業対象者）の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行ってまいります。 ③実施にあつては、地域との結びつきを重視し、関係市区町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療または福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的な

	<p>サービスの提供に努めます。</p> <p>④「指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）、「京都市介護保険法の基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」、「京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施してまいります。</p>
--	---

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1	0	事業所業務ならびに従業員の管理
生活相談員	3	3	0	利用者の生活相談および各種社会資源の情報提供
介護職員	4	4	0	利用者の介助、介護
機能訓練指導員	3	3	0	機能評価、機能訓練の指導、プログラム立案と実行
看護職員	2	1	1	利用者の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護

(4) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
管理者	8:30~17:30
生活相談員	8:30~17:30
看護職員	8:30~17:30
機能訓練指導員	8:30~17:30
介護職員	8:30~17:30

(5) 事業の実施地域

事業の実施地域	<p>通常の事業の実施地域は、中京区・上京区の全域、下京区、東山区、左京区、北区、右京区の一部区域とする。</p> <p>詳細な営業地域としては、以下の通り。</p> <p>南は七条通り、西は天神川通り、北は福王子から29号</p>
---------	--

	線沿いに金閣寺前まで、金閣寺前から北大路通り沿いに白川通北大路まで、東は白川通北大路から白川通り沿いに蹴上まで、蹴上から東山三条まで三条通り沿いに、東山三条から東山通り沿いに東山七条まで。
--	--

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(6) 営業日等

営業日	営業時間
月曜～土曜	8：30～17：30
サービス提供時間	① 9：00～12：10 ② 13：20～16：30
営業しない日	第5土曜日・毎週日曜日・12月30日～1月3日 ※但し、研修等で上記以外に休業の場合あり

(7) その他

事項	内容
地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス計画の作成および事後評価	利用者の直面している課題等を評価し、利用者の希望を踏まえて地域密着型通所介護・介護予防型デイサービス計画を作成します。 また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者の説明のうえ交付します。
従業員研修	年8回以上、介護技術、機能訓練技術、接遇の研修を行っています。 また、入社時には2週間以上の入社時研修を行っています。
アンケート	年1回、利用者無記名にて、ご要望や不満点をお聞きするアンケートを実施しています。

3 サービスの内容及び費用

(1) サービス内容

種類	内容
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 運動実施に際しましては、リスク管理のため国際基準であるアンダーソン・土肥のリハビリ中止基準に準じて対応しております。

	<p><中止基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安静時収縮期血圧200mmHg以上または70mmHg以下 ・安静時拡張期血圧120mmHg以上 ・安静時脈拍40／分以下または120／分以上 ・安静時体温が38度以上 ・安静時酸素飽和度（SpO2）90％以下 <p><プログラム内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・マシントレーニング（30％～70％MVC、4種目各10回×2セット、有酸素系5～10分程度） ・レッドコードトレーニング（日常生活動作訓練） ・個別トレーニング（ご要望に応じて） <p><当施設の保有するリハビリ器具></p> <p>歩行補助杖 2本、車いす 1台 レッドコードプラス 9組 エキュービックボード 9組 ニューステップ 1台 アッパーローアークバイク 1台 アダクション・アブダクションリハブ 1台 レッグエクステンション・カールリハブ 1台 レッグプレスリハブ 1台 ツイストリハブ 1台 ステップ台 1台 ストレッチボード 1台</p>
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。
健康チェック	利用者の全身状態の把握を行います。
相談および援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送迎	<ul style="list-style-type: none"> ・ご自宅から事業所までの送迎を行います。 ・公団やマンションなどの集合住宅の場合は、待ち合わせ場所をご相談の上決めさせていただきます。 ・お迎えの時間を書面または電話にて連絡いたします。交通事情等で到着時間が前後する場合がありますので、ご了承ください。 ・乗車中は全座席シートベルト着用にご協力ください。 <p>※自己送迎の場合は、万が一事故に遭遇した場合においてもその原因に如何を問わず、ポシブル烏丸御池は一切の責任を負いません事をご了承ください。</p>

(2) サービス費用

原則として料金表の利用料金の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)が利用者の負担額となります。

ボシブル鳥丸御池

・地域密着型通所介護(3時間以上4時間以内)

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額			算定単位
			1割	2割	3割	
要介護1	416単位	4,348円	435円	870円	1,305円	1日につき
要介護2	478単位	4,996円	500円	1,000円	1,499円	↓
要介護3	540単位	5,643円	565円	1,129円	1,693円	↓
要介護4	600単位	6,270円	627円	1,254円	1,881円	↓
要介護5	663単位	6,929円	693円	1,386円	2,079円	↓

・地域密着型通所介護加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額			算定単位
			1割	2割	3割	
個別機能訓練加算Ⅰイ	56単位	586円	59円	118円	176円	1日につき (イ・ロどちらか)
個別機能訓練加算Ⅰロ	76単位	795円	80円	159円	239円	
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位	209円	21円	42円	63円	1月につき
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	1,672円	168円	335円	502円	1日につき (月2回限度)
科学的介護推進体制加算	40単位	418円	42円	84円	126円	1月につき
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位	230円	23円	46円	69円	1日につき
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%					1月につき

・介護予防型デイサービス

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額			算定単位	
			1割	2割	3割		
月額報酬	週1回	1,598単位	16,700円	1,670円	3,340円	5,010円	1月につき
	週2回	3,221単位	33,660円	3,366円	6,732円	10,098円	↓
日額報酬	週1回	388単位	4,055円	406円	811円	1,217円	1日につき
	週2回	398単位	4,160円	416円	832円	1,248円	↓

・介護予防型デイサービス加算項目

サービス内容	サービス単位	サービス利用料金	利用者負担額			算定単位
			1割	2割	3割	
口腔機能向上加算Ⅱ	160単位	1,672円	168円	335円	502円	1月につき
科学的介護推進体制加算	40単位	418円	42円	84円	126円	↓
サービス提供体制強化加算Ⅰ1	88単位	920円	92円	184円	276円	↓
サービス提供体制強化加算Ⅰ2	176単位	1,840円	184円	368円	552円	↓
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の9.2%					↓

・感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、基本単位数に3%の加算があります。

- 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者は料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(3) その他の利用料

- おむつ代 ・ おやつ代
使用あるいは購入される方は、実費が必要となります。
参考) オムツ M-L サイズ 95円
- 事業の実施地域外の送迎費
2-(5)の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり40円が必要となります。

(4) 利用料等のお支払方法

毎月、10日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに店舗にお持ちいただくか、利用者指定の口座から毎月20日に引き落としを
かけさせていただきます。

※入金確認後、領収証を発行します。

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 利用者相談窓口	窓口責任者 長谷川 裕磨 ご利用時間 月曜～金曜の9：00～17：00 (12月30日～1月3日を除く) ご利用方法／電話(075-255-7511) 苦情箱(事業所内に設置)
中京区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市中京区西堀川通御池下る 西三坊堀川町521 電話番号：075-812-2566 受付時間：9：00～17：00
上京区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市上京区今出川通室町西入 堀出シ町285番地 電話番号：075-441-0111 受付時間：9：00～17：00
下京区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市下京区西洞院通塩小路上る 東塩小路町608-8 電話番号：075-371-7228 受付時間：9：00～17：00
東山区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市東山区清水5丁目130-6 電話番号：075-561-9187 受付時間：9：00～17：00
左京区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地2 電話番号：075-702-1000 受付時間：9：00～17：00
北区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市北区紫野東御所田町33-1 電話番号：075-432-1366 受付時間：9：00～17：00
右京区役所 保健福祉センター健康長寿 推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市右京区太秦下刑部町12 電話番号：075-861-1430 受付時間：9：00～17：00
国民健康保険団体連合会	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町620番地 COCON烏丸内 電話番号：075-354-9090 受付時間：9：00～17：00

6 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又は再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備及び従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

7 身体的拘束等の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならない。

2 事業所は、身体拘束の適正化のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。やむを得ず身体拘束を行う場合には、委員会にて十分検討を行うこととする。
- (2) 身体拘束の適正化を図るための取組みの実施(研修、自己チェックシートの活用)

8 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

9 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画にのっとり対応を行います。			
避難訓練	別途定める消防計画にのっとり年2回避難訓練を行います。			
防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スポット型(煙)感知器	3個所	誘導灯	1個所
	非常照明	4個所	消火器	1個所
	カーテンは防災性能のあるものを使用しています。			
消防計画等	中京消防署への届出日：平成22年10月1日 防火管理者：飯野 敬子 防火責任者：長谷川 裕磨			

10 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継

続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

11 衛生管理

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

12 サービス利用に当たっての留意事項

○ サービスの開始にあたっては、医師による健康情報提供書や日常生活の留意事項の情報を提供ください。

また、健康状態に変化などがある場合は、利用毎にお知らせください。

○ サービス利用初回、更新の際、および認定区分変更後には、介護保険被保険者証を提示してください。

○ 他の利用者に迷惑を及ぼす行為や事業所の秩序・風紀を乱す行為はご遠慮ください。

○ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

○ 貴重品、所持金は、自己の責任で管理していただきますようお願いします。

○ 事業所は基本的に禁煙とさせていただいており、施設内には喫煙所を設けておりません。禁煙にご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

○ 事業所施設内においては原則として携帯電話のご使用はご遠慮ください。

○ 事業所では随時、在宅ケア従事者の育成のために理学療法士、作業療法士、看護師、介護士、運動指導員等の学生の教育や他施設からの研修生を受け入れています。ご了承ください。

○ 1ヶ月以上休みが続いたときは、契約を継続するかどうかをご確認させていただきます。継続が不可能な場合は契約終了とさせていただきますのでご了承ください（最大2ヵ月）。

○ 地震・台風・大雪・警報時などの気象状況の際は、サービスを中止することがあります。

○ 従業員に対する性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動などのハラスメント行為はご遠慮ください。

